

令和 8 年度

「65歳以上の介護保険料」についてお知らせします

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに策定する「川根本町介護保険事業計画」に定められています。令和6年度に見直しを行い令和8年度までの保険料率等については以下の表のとおりです。

令和8年度の所得段階別第1号被保険者の保険料〔住民税の課税状況や所得額等により決まります〕

所得段階	対 象 者	保険料率	年額保険料 (月額目安)
第1段階	次のいずれかに該当する方 ・生活保護を受給している ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している、または前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が82.65万円以下	基準額 ×0.285	20,100円 (1,680円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額の合計が、右のいずれかの方	82.65万円以上 120万円超	基準額 ×0.485 34,300円 (2,860円)
第3段階		120万円超	基準額 ×0.685 48,400円 (4,040円)
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯に住民税課税者がいる方で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が、右のいずれかの方	82.65万円以下	基準額 ×0.9 63,700円 (5,310円)
第5段階		82.65万円超	基準額 ×1.0 70,800円 (5,900円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が右のいずれかの方	120万円未満	基準額 ×1.2 84,900円 (7,080円)
第7段階		120万円以上 210万円未満	基準額 ×1.3 92,000円 (7,670円)
第8段階		210万円以上 320万円未満	基準額 ×1.5 106,200円 (8,850円)
第9段階		320万円以上 420万円未満	基準額 ×1.7 120,300円 (10,030円)
第10段階		420万円以上 520万円未満	基準額 ×1.9 134,500円 (11,210円)
第11段階		520万円以上 620万円未満	基準額 ×2.1 148,600円 (12,390円)
第12段階		620万円以上 720万円未満	基準額 ×2.3 162,800円 (13,570円)
第13段階		720万円以上	基準額 ×2.4 169,900円 (14,160円)

- 令和6年度から令和8年度の介護保険料 基準額：月額5,900円（年額70,800円）
- 第1段階から第3段階は、公費による軽減強化が行われております。
- 月額保険料は年額保険料の12分1で算出している為、目安になります。実際の納入いただく金額は納入通知書にてお知らせします。

※法改正により令和8年(2026年)4月1日より第1段階から第5段階の基準所得金額が「80.9万円」から「82.65万円」に変更されました。

【問】高齢者福祉課 長寿介護室 ☎0547(56)2234

◆8月お買得情報◆

新宮ベルカッター草刈り機

大特価キャンペーン!

SRX-2020L	20cc/4.1kg	ループハンドル	売価	39,820円
SRX-2020H	20cc/4.4kg	両手ハンドル	売価	42,020円
SRX-2026L	26cc/4.4kg	ループハンドル	売価	42,020円
SRX-2026H	26cc/4.6kg	両手ハンドル	売価	42,020円

R8.2月
新発売!

一部取り寄せ品

各2台限定!!

農機具の購入・修理・改造など、お気軽にご相談下さい。
地域のお店だからこそ、丁寧に・迅速に対応致します。

前田機材

川根本町上長尾 795-1
Tel・Fax 0547-56-0006

空家等の解体費用を補助します

(令和8年度空家等除却事業費補助金)

町では、空き家対策の取り組みとして、空き家等の解体にかかる費用の一部を補助します。

所有または管理している空き家でお悩みの方や、これから解体を予定している方は、ぜひこの機会に補助金の活用をご検討ください。

補助金の名称

川根本町空家等除却事業費補助金

交付対象者

町内に空き家等を所有し、かつ町税等を滞納していない方
町外在住の方も対象となります。

補助金額

解体費用の2分の1の額と30万円を比較していずれか少ない額。(上限:30万円)

※ただし、家財道具や機械、車の処分や浄化槽等の撤去等に係る経費は除きます。

申請について

手順や必要書類は、QRコードからホームページをご確認ください。

(必ず解体工事を始める前に申請してください)



【問】 建設課 建設事業室 ☎0547(56)2227

空き家や相続などでお悩みの方へ

わが家の終活セミナーを開催します

(主催:川根本町/共催:静岡県)

ご自宅を空き家にしないために事前にできることや、相続について、わかりやすいお話を聞くことができます。

一人ひとりに寄り添うあたたかなセミナーとなっておりますので、今から一緒に、これからの住まいについて考えてみませんか?

日程 令和8年9月17日(木) 午後1時30分~午後3時

会場 山村開発センター12階大会議室

(川根本町上長尾627番地)

参加について 無料/筆記用具を持参してください。

申込方法 電話にて、氏名・住所・電話番号・参加人数を連絡ください。

申込期間 令和8年7月1日(水)~令和8年9月15日(火)



【問】 建設課 建設事業室 ☎0547(56)2227

自分らしく生きるためのデイサービス



リハビリ特化型デイサービス **みずかわ**

お気軽にお問い合わせください。☎:0547-56-0808 ㊦:川根本町水川295

看護師・介護士

アルバイトスタッフ

募集中!!

詳しくはお電話で、
お気軽にご連絡ください^^

「人権擁護委員の日」の街頭啓発活動を行いました

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員制度の周知を目的とし、人権啓発活動を行っています。

その「人権擁護委員の日」にちなんで、6月2日（火）に県立川根高等学校にて、人権擁護委員が人権啓発グッズの配布を行いました。

人権擁護委員は、人権が大切なものであることを皆さんに知っていただくため、法務大臣から委嘱され活動する民間の方々です。川根本町では、4名の人権擁護委員が、人権相談や義務教育学校での人権教室、啓発活動等に取り組んでいます。本町では、偶数月1回定期的に特設人権相談を開催しております。人権に関わる相談事がある際には、ひとりで悩まず人権相談をご利用ください。



【問】健康福祉課 地域福祉室 ☎0547(56)2224

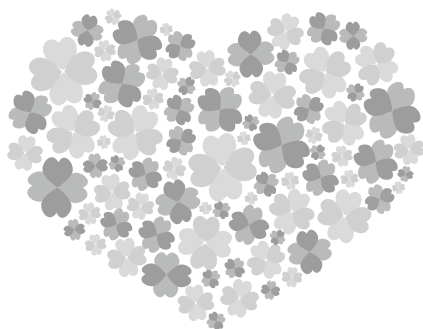
川根本町赤十字奉仕団ではウエスを回収しています

川根本町赤十字奉仕団は、町内の高齢者宅を訪問し、安否確認を含めた見守り事業を行ったり、町内福祉施設へ訪問し、入所・通所されている方々のお手伝いをボランティアとして実施しています。

そこで、本年度は町民の皆さんにもご協力いただき、町内福祉施設へ「ウエス」を配布したいと思っておりますので、ご賛同いただける方はお近くの奉仕団員にご提供ください。

シャツ、肌着、Tシャツ、パジャマ、寝間着等の木綿製品で、サイズについては、フェイスタオルの4つ折り程度でお願いします。

（ウエスとは汚れ・不純物などを拭き取るために使う布です。）



【問】健康福祉課 地域福祉室（赤十字奉仕団事務局） ☎0547(56)2224

総合食料品店

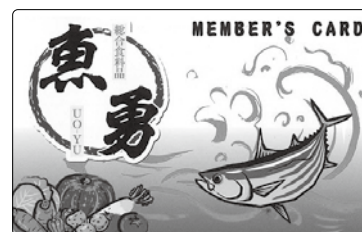
魚 勇

お弁当、オードブル、寿司、刺身、BBQ用精肉等 ご注文承ります。

プリペイドカード会員様
募集中!

- 特典① いつでもチャージ 1,000円単位からOK!
- 特典② いつでもチャージ 金額の3%分をサービス!
- 特典③ 誕生日の10%割引!

皆さまのご近所に「移動手段がなくて当店にご来店できない」など…お買い物にお困りの方がいらっしゃいましたら、ぜひ一緒にお連れいただければ助かります。その際、引率者の方へお刺身割引券を進呈させていただきます。



◆魚勇プリペイドカード

防衛省採用試験案内（自衛官募集）

防衛大学校学生

陸・海・空自衛隊の
幹部を養成するコース

【受付期間】
一般
令和8年10月15日(木)まで

【第1次試験】
一般
令和8年10月31日(土)

防衛医科大学校 医学科学生

陸・海・空自衛隊の
医師である
幹部を養成するコース

【受付期間】
令和8年10月8日(木)まで

【第1次試験】
一般
令和8年10月24日(土)

防衛医科大学校 看護学科学生 (自衛官コース)

陸・海・空自衛隊の
看護業務の中心となる
自衛官を養成するコース

【受付期間】
一般
令和8年10月2日(金)まで

【第1次試験】
令和8年10月17日(土)

【上記各コース共通】 応募資格 高卒(見込含)で21歳未満の者（※年齢は令和9年4月1日現在）

航空学生

自衛隊のパイロットを
養成するコース

【受付期間】
令和8年8月28日(金)まで

【第1次試験】
令和8年9月19日(土)

【応募資格】
海上:高校卒業(見込含)で
23歳未満の者
航空:高校卒業(見込含)で
24歳未満の者

一般曹候補生

入隊後2年9ヶ月経過以降
選考により曹に昇任、
幹部への道も
十分開かれたコース

【受付期間】
一般
令和8年9月1日(火)まで

【第1次試験】
令和8年9月16日(水)
(WEB試験)

【応募資格】
18歳以上33歳未満の者

2等陸・海・空士 (任期制自衛官)

自衛官として最も一般的で、
2～3年を一任期として
勤務することになります。

【受付期間】
年間を通じ採用試験を
行っています。
(藤枝地域事務所まで
お問い合わせください。)

【応募資格】
18歳以上33歳未満の者

【問】 自衛隊藤枝地域事務所 ☎054(643)6391

これからも地元に伝わる民話を語り継いでいきたいと思います。

8月23日（第4日曜日）の「月例語りの会」は
茶茗館「川根茶を愉しむ会」と重なりましたので
中止させていただきます。

6月に続いての中止で申し訳ありません。

中川根語り部の会「話楽座」(事務局／園田はる ☎0547(56)0374)

